青森県告示第六百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

第四千三百四十九号

平成二十九年 九月十三日

(大) (大) (大) <td< th=""><th> 1 次</th></td<>	1 次
---	-----

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

青森県知事

三

村

申

吾

平成二十九年九月十三日

二〇三、川代一六九の七六、一六九の八七 で、一二七の四九、一二七の五〇、一二七の五二、一二七の五八、一二七の五九、 保安林の所在場所 むつ市川内町戸沢一二七の一、一二七の二、一二七の四五から一二七の四七ま

水源の涵養 二 保安林指定の目的

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百四十九号

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年三月十七日をもって青森県収

平成二十九年九月十三日

示

青森県知事 三 村 申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

三戸郡三戸町大字川守田字横道二三

青森県告示第六百五十一号

栗谷川 博

青森県告示第六百五十号

収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年八月三十一日をもって青森県

平成二十九年九月十三日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

中村 青森市花園一丁目一二の一三 道弘

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年八月二十日をもって青森県収

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

弘前市大字元寺町七 売りさばき人の住所及び名称

株式会社田中屋

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項後段の規定により、

農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し

裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第

平成二十九年九月十三日

項の規定により公告する。

青森県知事

三

村

申

吾

申請に係る農地の所在、 地番、 地目及び面積

弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	所在及び地番
田	畑	地目
九九三	二、二八五	面積(平方メートル)

申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見

込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

二四、八二五	五年	平成三〇年一月	○の一
0	五年	平成三〇年一月	二の三七 二の三七 二の三七
額(円) 借賃に相当する補償金の	期存 間続	利用権の始期	農地の区分

Ŧī. 申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。 意見書の提出

提出期限

平成二十九年九月二十七日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務

用地利用配分計画について、

知事に意見書を提出すると

当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧

ファーム り こ し

八五 弘前市大字堀越字鎧田

弘前市大字門外字富岡九八

"

ファーム し 農事組合法人

八五 弘前市大字堀越字鎧田

五弘前市大字門外字栄田

Ŧī.

"

ファーム 農事組合法人

八五 弘前市大字堀越字鎧田

ほか二筆
弘前市大字石川字外坪九

"

所の所在地並びに代表者の氏名

- 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (\equiv) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

意見の趣旨及びその理由

(五) (四)

その他参考となるべき事項

農用地利用配分計画の認可申請

いてこの公告の日から二週間 より当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、 項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、 農地中間管理事業の推進に関する法律 一般の縦覧に供する。 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第 青森 同条第三項の規定に

-成二十九年九月十三日

農事組合法人

二六七の一弘前市大字鼻和字西田

の一ほか一筆弘前市大字細越字早稲田四

完平 ・成 ・

氏名又は名称

住

所 又 は

所 在 地

生 賃借権の設定等を受ける

申認

請 日可

賃

借

権 0)

設定等を受ける者

ファーム し 農事組合法人

八五 弘前市大字堀越字鎧田

七ほか二筆
・
出い一条

一六

"

青森県知事 \equiv 村 申 吾

	ことができる。 覧期間満了の日までに、当該農	森県農林水産部構造政策課にお					
久 保 田	久保田	佐藤	那断営				
明則	明則	勝雄	那山 官農糸 合				
盤字四西田三一の三南津軽郡藤崎町大字	ロリアハイツー一〇 盤字四西田三一の三 南津軽郡藤崎町大字	字和田六七南津軽郡藤崎町大字	「野田学園が二四の				

	展 おに一														
田村敬一	水尻 政雄	横山憲一	会社農産株式	佐藤達也	久保田 明則	久保田 明則	久保田 明則	久保田 明則	佐藤勝雄	藤崎営農組合法人	藤崎営農組合法人	農園	澤有成	澤有成	佐山孝文
七五の一七五の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	福平二四十和田市大字洞内字大	木字福西一九南津軽郡藤崎町大字水	夢字下新丁四二の五宮城県亘理郡亘理町長	木字福西二五の一南津軽郡藤崎町大字水	ロリアハイツー一〇号 盤字四西田三一の三グ 離幸軽郡藤崎町大字常	ロリアハイツー一〇号 盤字四西田三一の三グ 解書軽郡藤崎町大字常	ロリアハイツーー〇号 盤字四西田三一の三グ 盤字本群藤崎町大字常	ロリアハイツーー〇号 盤字四西田三一の三グ 解書軽郡藤崎町大字常	字和田六七南津軽郡藤崎町大字榊	中野目字宮元二四の一南津軽郡藤崎町大字西	中野目字宮元二四の一南津軽郡藤崎町大字西	の三平川市中佐渡南田八二	屋敷村三の一	屋敷村三の一	中四 黒石市大字北田中字田
三ほか一筆 上北郡野辺地町字向田六六	下八〇ほか六筆十和田市大字洞内字稲荷ノ	駒田一六五南津軽郡藤崎町大字水木字	中真那板一二〇のうち南津軽郡藤崎町大字藤崎字	田二五の一南津軽郡藤崎町大字榊字福	字前田東四七の一ほか二筆南津軽郡藤崎町大字中野目	中元六三中元六三南津軽郡藤崎町大字中島字	種元一八八ほか三筆南津軽郡藤崎町大字中島字	岩崎九の一ほか六筆南津軽郡藤崎町大字中島字	駒田一一七ほか一筆南津軽郡藤崎町大字水木字	字前田西一六七ほか一筆南津軽郡藤崎町大字中野目	字前田西一六九ほか一筆南津軽郡藤崎町大字中野目	ほか十三筆 平川市中佐渡上石田一二七	黒石市馬場尻下一六九	黒石市馬場尻下一六八	四一ほか一筆
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

蛯名

満

田上.

四八の上北郡お

七いら

せ

町

南

下

三上北○北郡

ほか三筆

町

西下谷

地

蛯名

満

田上

四八の七北郡おい

5

Ú

町

南下

二上

四北

五郡

おいらせ

町

西下川

原

蛯名

満

田四八のた

七いらせ

町南

下

四北

四郡

おいらせ町

西下川

原

山崎賢造	大川 義博	川口英康	久保田 隆幸	清水目誠	向井由広	鶴ケ﨑・長福	野田誠一	東北農事組合	東北農事組合	蛯名 光人	蛯名 光人	株式会社八甲	天間 広孝	小又 上治	有限会社みら	天間 一博
三四半れいらせ町洗平	二丁目七四六上北郡おいらせ町豊原	敷二 上北郡おいらせ町下屋	三一九の三八〇三沢市大字三沢字園沢	目七上北郡東北町字上清水	西平二上北郡東北町字外蛯沢	三上北郡東北町字鶴ケ崎	字上野八五の一上北郡東北町大字上野	七の三九上北郡東北町字滝沢平	七の三九上北郡東北町字滝沢平	字久保五の四上北郡東北町大字上野	字久保五の四上北郡東北町大字上野	六〇の一〇上北郡七戸町字後平四	一九上北郡七戸町字家ノ裏	一八七の三上北郡七戸町字森ケ沢	六の二上北郡七戸町字家ノ下	七の一二上北郡七戸町字中野七
上北郡おいらせ町瓢三三三	目五六四ほか二筆上北郡おいらせ町豊原一丁	三の一ほか一筆上北郡おいらせ町堤田二二	三八の一ほか二筆上北郡おいらせ町向山平四	四ほか二筆上北郡東北町字山添四二の	八三の一 上北郡東北町字外蛯沢西平	二一上北郡東北町字黒志多六の	谷地二四の一ほか二筆上北郡東北町大字上野字北	一五上北郡東北町字土場二七の	二三のうちほか三筆上北郡東北町字滝沢平七の	木下二三三の一ほか五筆上北郡東北町大字大浦字柏	沢八一ほか二筆上北郡東北町大字大浦字蟹	一ほか一筆上北郡七戸町字後平七六の	五の一ほか一筆上北郡七戸町字森ノ上三七	ほか二十一筆上北郡七戸町字南舘向四一	か一筆と北郡七戸町字家ノ上九ほ	二の二上北郡七戸町字簗場川原五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

特定漁港漁場整備事業計画の公表

農林 有限会社小松

字耳ケ吠三〇の三戸郡階上町上

の大字道仏

東平四七の一ほか一三戸郡階上町大字角

筆柄 折字

蔦木

男

||目九の二||三戸郡階上||

一四五八二町蒼前五

西

沢三

八のの一二月郡階上町大字道仏字乙

小泉

泰成

字小泉一四三戸郡南部町

町大字小泉

尻三

小泉

泰成

字小泉一四三戸郡南部町大字小泉

舘野四四の一ほか三筆三戸郡南部町大字小泉字上

佐藤

幸雄

字堂ケ前二三戸郡新郷村大字西越

根戸

公一の一、お南部町大字福田字西

西村

忠志

平一七の一三戸郡南部町大字平字

部

佐

々

木

友彦

内字向田二三戸郡五三

内沢二五の一ほか一三戸郡五戸町大字扇

筆田字鳥

舘

昇

四む

[の二]の二大字奥内字姥沢

二ほか一筆の字重兵衛名

磯谷

達與

二一九の三八〇三沢市大字三沢字園

沢

九上 八北 ほ郡

けか五筆のおいらせ町で

向

山平

Ł

"

Щ

原

卓雄

目一丁目七三の二三上北郡おいらせ町二

九川

五上北郡おいらせ町浜道七九

"

JİΙ

原

卓雄

目一丁目七三の二三上北郡おいらせ町二

九川

六上ほ北

か郡一お

筆いらせ町浜道七九

舘

昇

四む

ほか一筆むつ市大字奥内字坂本三五

| 青森県陸奥湾地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第一項の規定により、

第

一項第四号の規定に該当する。

公表する。

課、 地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備 東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所及び下北地域県民局

平成二十九年九月十三日

青森県知事

三 村 申

吾

四 三

建設業者の許可の取消し

平成二十九年九月十三日

る。

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 畑山電工株式会社

代表者の氏名

畑山良子

主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一の六

 \equiv

許可番号 青森県知事許可(般―二八) 第九七号

六 五 四 取消年月日 平成二十九年八月十七日

取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

により解散したことが、届出により確認された。このことが、 平成二十九年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由 建設業法第二十九条

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 畑山電工株式会社

代表者の氏名 畑山良子

主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一の六

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年八月十七日

許可番号 青森県知事許可(特—二八)第九七号

取消しに係る建設業の許可

六

七 取消しの原因となった事実 電気工事業に係る特定建設業の許可

により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条 平成二十九年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由

第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十九年九月十三日

青森県知事

三

村

申

吾

 \equiv 代表者の氏名 漆畑俊裕

商号又は名称

有限会社漆畑建築板金

主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外蛯沢前平七九の二〇三

許可番号 青森県知事許可 (般—二八) 第一四 一四七号

四 三

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年八月十七日

取消しに係る建設業の許可

が・ 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れん ブロツク工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗装工事業、 防水工事業、 内装

変更届出

七 仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 平成二十九年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

安 委 員

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀

子

青森県公安委員会規則第九号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のよ

第二条第三項第一号の表中

変更届出 よる運転免許証の記載事項の 法第九十四条第一項の規定に

をしない場合に限る。 類の免許を受けたい旨の申出 消しを申請し、かつ、他の種 による免許の取消しの申請 法第百四条の四第一 (受けている免許の全部の取 項の規定

に、

法第九十四条第一項の規定に

よる運転免許証の記載事項の

を

の申請 による運転経歴証明書の交付 法第百四条の四第五項の規定

> による免許の取消しの申請及 旨の申出 び他の種類の免許を受けたい 法第百四条の四第一項の規定

による運転経歴証明書の交付 法第百四条の四第五項の規定

旨の申出

を

び他の種類の免許を受けたい 法第百四条の四第一項の規定 による免許の取消しの申請及

に改め、第

二十三条第六号中 を用いて自動車を走行させる実証実験をする」に改める。 者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術 の申請 人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転 「、移動に用いる用具等の実証実験を行う」を「の移動を伴う実証

この規則は、公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

県号